川崎市水道工事における情報共有システム試行実施ガイドライン(令和4年4月)

1 目的

本ガイドラインは、上下水道局が発注する水道工事において、情報共有システムの試行にあたり必要な事項を定め、適切かつ統一的な運用を図ることを目的とする。

2 情報共有システム

情報共有システム(以下「システム」という。)とは、受発注者間で情報を交換・共有する ことによって業務効率化を実現するシステムである。

3 対象工事

対象工事は、原則として特記仕様書にて発注者が指定したものとする。ただし、受注者はシステムの使用を希望する場合、発注者の承諾を得たうえで使用することができる。

4 システムの選定

本試行において使用するシステムは、次に掲げる要件を満たすものから受注者が選定し「水 道工事事前協議チェックシート(工事編)」により発注者の承諾を得るものとする。

- (1) 国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev5.3)」を満たすもの(国土交通省 HP「情報共有システム提供者機能要件(Rev5.3) 対応状況一覧表」参照)
- (2) システム提供方法が ASP 方式のもの。
- (3) システムの操作等について、相談窓口等のサポート体制があるもの。
- 5 システムの利用に係る手続き
- (1)システムの利用登録及び利用料の支払い等の手続きは、受注者が行うものとする。
- (2) システムにアクセスするための ID 及びパスワードは受注者が取得し、発注者へ通知する ものとする。
- 6 システムの利用に係る費用

システムの利用に係る費用(登録料及び利用料)は、共通仮設費率(技術管理費)に含まれる。

7 対象工事帳票

対象とする工事帳票は工事打合せ簿とする。ただし、それ以外の工事帳票についても工事打合せ簿に添付することで、これと同様に取り扱うことができる。

8 成果品

対象工事帳票を「水道工事事前協議チェックシート (工事編)」により受発注者間で事前協議し、「川崎市電子納品要領」に基づき電子納品することを原則とする。

9 検査

システムで処理された工事帳票は、電子媒体での検査を原則とする。その際、使用するパソコンは受注者で用意すること。

10 注意点

受発注者はシステムの使用にあたり、それぞれ次のことに注意すること。

- (1) ID 及びパスワードの管理並びに操作端末の管理を徹底し、情報漏洩の防止を図ること。 また受注者は、情報漏洩が発生した場合又はその疑いがある場合、速やかに発注者へ報告すること。
- (2) システムで推奨されている環境 (通信速度、CPU、容量等) が整っていることを事前に 確認すること。